

初等・中等学校における職業教育の展開

—— 戦後学制改革までの職業指導に関する一考察 ——

佐藤 環*

(2022年9月21日受理)

The Development of the Vocational Education in the Elementary and Secondary Schools

Tamaki SATO

キーワード:職業教育, 実業教育, 中等学校, 高等小学校, 国民学校高等科

本研究の目的は、職業教育、産業教育、そしてキャリア教育として発展してきた学校教育における職業指導の組織化過程を考察する基礎として、戦前期日本の学校で行われていた職業教育の諸相と変遷を明らかにすることである。近代学校制度が整備されていった明治期において、普通学と専門学が未分化であった時代には旧制中学校に両方の機能を持たせる制度を志向していたが、やがて大学に接続するストリームに位置づけられた旧制中学校と、卒業後に就職することを予定した職業教育を主体とする農業学校、商業学校、工業学校、実業補習学校などの実業学校が制度化され、さらに大正期になると写真、簿記、通信、自動車など新たな職種が生まれその社会情勢に対応した職業教育を行う職業学校を創設して対応した。初等学校においては、大正後期以降、義務教育修了後の高等小学校で展開された。特に昭和戦時体制下においては、建前として個性尊重と選職の自由が謳われていたが、国家総動員法等によりこの適材適所主義よりも国家的要請に適合する職業教育・職業指導にシフトしていく。戦時期の義務教育延伸のために設置された青年学校では、普通科での職業教育の比重が男子約3割、女子は職業科に家事及裁縫科を加えた職業教育の比重が約4割と普通学等が重要視されているが、本科は普通学と職業関連科とは融合して設定することを可能とした。つまり、戦前・戦中期日本の学校教育における職業教育・職業指導はまず中等学校から整備発展していくが、大正末年より高等小学校においても行われるようになり、特に戦時体制が強化されていくにつれて国家的要請に従属する職業教育・職業指導となっていた。

はじめに

本研究の目的は、職業教育、産業教育、そしてキャリア教育として発展してきた学校教育における職業指導の組織化過程を考察する基礎として、戦前期日本の学校で行われていた職業教育の諸相

*茨城大学教育学部

と変遷を明らかにすることを目的とする。

昨今の教育改革における議論のなかで、青年期の「生き方」の指導の重要性が指摘されるとともに、主体的に自己の進路を選択決定できる能力を育てるためのキャリア教育や職業教育についての改善が提言されている。現在のキャリア教育推進施策における基本的方向性を示した中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(2011(平成23)年1月)では、キャリア教育に関する「一人一人の教員の受け止め方や実践の内容・水準に、ばらつきがあることも課題としてうかがえる」と指摘し、それは「キャリア教育のとらえ方が変化してきた経緯が十分に整理されてこなかったことも一因」と認識されている。本答申時に「新規学卒者のフリーター志向」への緊急対策として導入したキャリア教育ではあったが、その後、フリーターに滞留する若者である「年長フリーター」の増加に対応するためのキャリア教育へと変容を遂げている。上掲答申(2011年)が示したキャリア教育と職業教育の内容を踏まえて両者の関係は、①育成する力は、キャリア教育が「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度」、職業教育が「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度」、②教育活動は、キャリア教育が「普通教育、専門教育を問わず様々な教育活動の中で実施される。職業教育も含まれる。」、職業教育が「具体的な職業に関する教育を通して行われる。この教育は、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成する上でも極めて有効である。」となる。つまり、キャリア教育は多様なライフロールを遂行する上で必要な基盤となる能力を幅広く育成することを企図しており、「キャリア」には、いわゆる「ライフ・キャリア」も「プロフェッショナル・キャリア(ワーク・キャリア)」も包含される。一方、職業教育は「プロフェッショナル・キャリア」の中で求められるスキル等を育成することを主眼とする。また、キャリア教育はあらゆる教育活動を通して実践され、中等教育段階に即して言えば「普通教科」や「職業教科」のみならず、「特別活動(学校行事や生徒会活動など)」や「道徳」、「総合的な学習(探求)の時間」など教育課程全体を通じた実践が求められている。

現代のキャリア教育を考えるために職業教育・職業指導の歴史を考察した主な先行研究を挙げてみる。谷茂岡万千子は、児童保護の観点から大正期から昭和30年代までの学校における進路指導の変遷について戦前期は社会事業としての職業指導、戦後期は学習指導要領を中心に考察している(谷茂岡、1998)。吉田辰雄は明治期から昭和戦前期までの職業指導を概観しているが、特にフランク・パーソンズなどの米国職業指導の影響が戦前期の学校に反映されていることや職業指導が小学校へ公式に導入される経緯を考察している(吉田、2002)。棚野勝文は生徒指導研究の立場から職業指導を捉え、大正期から1970年代までの進路指導・職業指導とともに子どもの問題行動への対応の観点を指摘した(棚野、2018)。これら戦前期の学校における職業教育・職業指導を扱った諸論考では、高等小学校・国民学校高等科に焦点を当てて述べられているが、文教政策としての職業教育・職業指導は初等学校だけではなく、実業学校令公布以降の中等学校では農業学校、商業学校、工業学校などの実業学校での職業教育・職業指導がなされていることに言及していない。戦前期の学校教育における職業教育・職業指導を概観するためには小学校・国民学校という初等学校の職業教育・職業指導だけでなく、多様な中等実業学校の教育を整理しておく必要がある。

戦前期の中等学校における職業教育

1. 実業学校

(1) 中等学校における職業教育の位置づけ

近代日本の学校体系をデザインしたのは1872(明治5)年の学制である。学制では外国語で教育される医学校、中学校などのほか、通弁学校、農業学校、工業学校、商業学校が規定されていた。1880(明治13)年の教育令改正により、中学校が「高等ナル普通学科」(第4条)、農学校が「農耕ノ学業」、商業学校が「商賈ノ学業」、職工学校が「百工ノ職芸」(第8条)を授ける所とした。中学校は1886(明治19)年の中学校令により「実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ランコトヲ欲」する者に対する教育を行うことを目的とし(第1条)、尋常中学校と高等中学校に分けられた。尋常中学校は設置学科を倫理以下普通学科目15科目とし、そのうち第二外国語と農業を選択科目とした。また土地の状況・事情によっては文部大臣の認可により商業・工業に関する学科を設置することができた。つまり普通教育と実業教育との混在が可能であったことが特色である。実際、卒業後実業に就こうとする者のために特に「第一年級ヨリ専ラ実科ヲ授」けるために1894(明治27)年の尋常中学校実科規程改正により尋常中学校実科(実科中学校)が制度化され文部省が大いに奨励したが、結局、佐賀県立東松浦郡実科中学校(唐津)と長野県諏訪郡立諏訪実科中学校の2校のみで、しかも1900(明治33)年までに消滅している。このことは中学校が上級学校進学のための階梯として一般に認識されていたことを物語る。

1899(明治32)年の中学校令改正と実業学校令により、中等学校は普通教育と実業教育とに分けて学校体系の整備がなされた。これらにより中学校は「男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的」(中学校令改正第1条)とされ、他方、「工業農業商業等ノ実業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ為スヲ以テ目的」(実業学校令第1条)とする実業学校は、工業学校・農業学校・商業学校・商船学校と実業補習学校とし、蚕業学校・山林学校・獣医学校・水産学校等は農業学校と見なされ、徒弟学校は工業学校の種類とされた。なお、「実業学校」という範疇は中等学校の一類型として立てられたものではなく、実業補習学校・(中等教育段階の)実業学校・実業専門学校からなる一つの独立した学校制度であり、また中等教育段階の実業学校が実質的に中学校・高等女学校とともに中等学校制度を構成していた。

なお実業教育に対する国庫補助は、1894(明治27)年に制定された実業教育費国庫補助法によって1949(昭和24)年度まで継続されてきたが、戦後の財政改革により1950(昭和25)年度から打ち切られた。

(2) 実業学校の展開

実業学校令制定とともに各種の実業学校規程が制定され1920(大正9)年まで、農業・商業・商船学校の規程では甲種・乙種の2種類が規定されていた。「甲種」実業学校は、14歳以上で高等小学校卒業を入学資格として修業年限3年のもの、「乙種」実業学校12歳以上で尋常小学校卒業を入学資格として修業年限3年とするものである。工業学校で乙種にあたる学校は徒弟学校である。

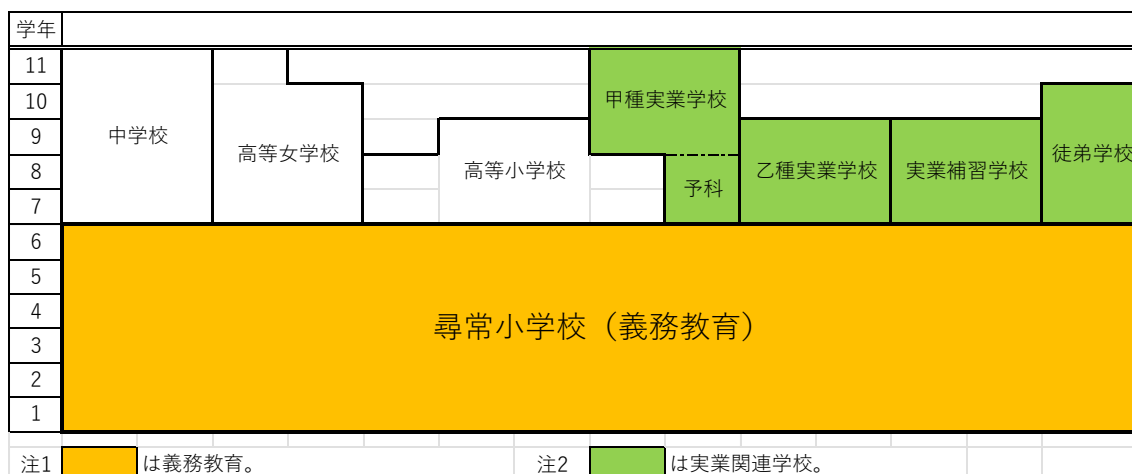


図1 1908(明治41)年の初等・中等学校系統

参考:細谷俊夫ほか編『新教育事典』第7巻, 1990年, 672頁。

(3) 中学校との対比

1899年に中学校令が改正され尋常中学校は中学校と改められ男子の高等普通教育を施す学校となり実科が廃止され、代わって実業学校令が公布された。中学校が行う普通教育により身につけた学力と学歴が上級学校進学条件となるに従い実業学校は中学校よりも低い評価を受けた。例えば、高等専門学校である高等商業学校は入学者選抜に際して普通学科を課したため中学校卒業生は商業学校卒業生より有利になってしまう。

また中等学校に対する人気という点に関しては、大正期から中学校より実業学校に対する人気が高まっていく。中学校を卒業しても上級学校に必ず進学できる訳でもなく、さりとて就職しても役に立たない人物であることが世間に浸透していく。つまり、実業学校は大正期の好景気時代には企業の発達により人財需要に対応し、不況期には卒業後すぐに就職できるというアドバンテージがあった。これを見て、昭和初期の不景気時代には中学校や高等女学校の志願者が少なくなり定員割れを起こしているけれども、工業学校や商業学校は定員を上回る志願者を集めた。

しかし、中学校と実業学校の格差問題は、入試倍率などからは説明できない学校文化の問題として検討されるべきである。まず、世間的評価として、中学校は士族学校、実業学校は平民学校という江戸時代からの身分的偏見のほか、中学校は高等学校から帝国大学に連続する学校体系の主流の出発点であったが、実業学校から高等商業学校、高等農林学校、高等工業学校などの実業専門学校や東京商科大学、東京工業大学というコースをたどることは少数であり、学校体系からすると傍流であった。

2. 実業補習学校

1890(明治23)年の小学校令改正により実業補習学校という名称があらわれ、徒弟学校や女子職業学校と同じく小学校に付置され日曜・夜間・季節に授業を行うことが出来るとしたが、実際には一校もつくられていない。勤労青年への教育に対する制度は1893(明治26)年の実業補習学校規程が公布されて発展していく。実業補習学校の目的は小学校教育の補習と簡易な職業に要する知識技能を授けること、教科目は修身・読書・習字・算術及び実業とすること、年限は3年以内、授業形態は日曜・夜間・季節を認める

こと、編成は男女別学である。この規程の主旨が訓令第 12 号に詳述されているが、それによると実業補習学校は中等学校を模倣することが戒められ、普通教科と実業教科との関連を持たせた内容とし、画一化を防ぎ入学資格や学級編成にも自由度を持たせるべきことが記されている。

1920 年の実業補習学校規程の改正により、実業補習学校は今までの「補習」中心から「職業教育」と「公民教育」の二つに重点を置くこととなった。

3. 徒弟学校

従来の非能率的な年季徒弟制度の是正を目的として1894(明治 27)年に職工として必要な知識技能を授けることを目的とした徒弟学校は、入学資格が12歳以上、尋常小学校卒業以上の軽工業関係の学校である。修業年限は6ヶ月以上4年以下で小学校にも付置することができた。教科目は、直接職業に関係ある教科目及び実習の他、修身・算術・幾何・物理・科学・図画となっており、読書・習字・作文のような普通学は原則として義務教育未終了者だけに課した。

徒弟学校は地方に広がり年々増加していったが、1899 年制定の実業学校令工業学校規程により低度の工業学校(乙種)という形で存続したが、1921(大正 10)年に徒弟学校規程が廃止され、工業学校の一種となった。

4. 職業学校

1920 年の実業学校令改正に伴い、翌 1921 年に職業学校が制度化された。従来の実業学校のほかに、社会情勢に応じた職業教育を行うこととなった。裁縫・手芸・割烹・写真・簿記・通信その他各種の職業について学科を設置することができた(職業学校規程第5条)。入学資格は尋常小学校卒業程度で修業年限は 2 年以上 4 年以内であった。学科目は職業に関する学科目と実習、修身・国語・数学・体操(欠くことができる)である(職業学校規程第6条)。

裁縫・手芸・割烹という学科の設置は職業婦人養成のためであり、良妻賢母主義を標榜した普通学主体の高等女学校とは異なる新たな女子中等教育を切り拓くものであり、家を切り盛りすることを念頭に置いた中流以上の階層のための高等女学校と、職業婦人養成のために職業教育を行うものへと分化した形となっていく(佐藤、2015)。なお、職業学校規程は 1943(昭和 18)年 3 月に実業学校規程が制定されたため廃止となった。

5. 青年学校

勤労青少年の教育機関であった実業補習学校は、大正末期から昭和初期にかけてほぼ完成の域に達し、尋常小学校卒業後の 16、17 歳までの青年を収容する低度実業教育機関の役割を果たしていた。他方、兵役年限短縮に対応し 1926(大正 15)年に設置した青年訓練所の狙いの一つは、多くの青年が実業補習学校後期課程までを受けるにとどまっている状況を打破するため、入営までの間に青年に対して組織的教育に組み込むことにあった。そのため実業補習学校と青年訓練所という主として小学校卒業後に実務に携わる一般青年への教育が制度上並立していたことが問題となり両者を統合する声が次第に高まった。また、市町村はこの二重制度が地方財政負担を重くしていたし、社会の実情に即さないという世論に押されて文部省は文政審議会の検討を経て 1935(昭和 10)年に青年学校を設置することとなった。

1935(昭和 10)年の青年学校令では「青年学校ハ男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛錬シ徳性ヲ涵養スルト共

「職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムル」(青年学校令第1条)ことを目的とする青年学校は、実業補習学校と青年訓練所の特色を融合させ、さらに組織内容も簡易自由化して實際生活に即したものを志向し、男子は尋常小学校卒業後7年以上、女子は5年以上を一元的に教育する組織として成立した。1939(昭和14)年の青年学校令改正により、男子青年学校の5年間にわたる義務教育化が実施されたことにより、男子青年層の約8割を占める勤労青年が初等教育修了後さらに7年間の教育を受けることとなった。

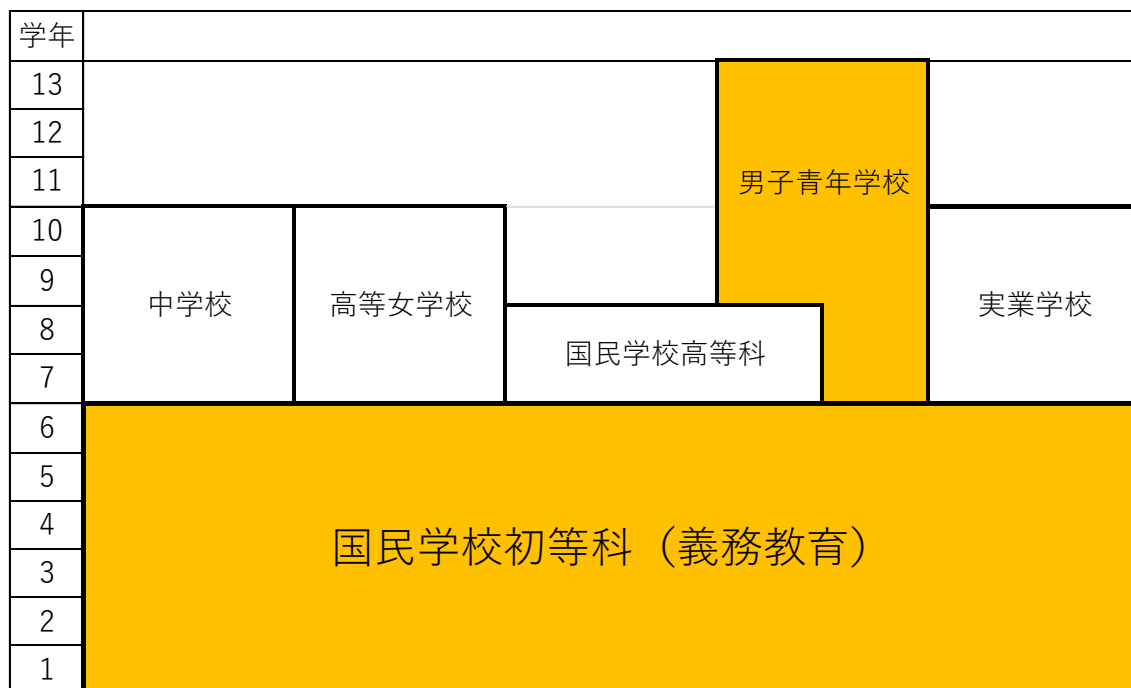


図2 1944(昭和19)年の初等・中等学校系統

参考:細谷俊夫ほか編『新教育事典』第7巻, 1990年, 674頁。

青年学校の義務教育化がもたらした成果の一つは、私立青年学校の増加により都市部勤労青年にまで学校教育が行き渡ったことにある。青年学校制度発足時には農業のみを課する青年学校が男子全体で68%、女子全体で80%を占めた。つまり、青年学校は農村青年の教育を重視した実業補習学校以来の伝統がある地方において重要な位置を占めており、工業・商業都市の勤労青年との結びつきが極めて弱かったのだが、青年学校義務教育化により都市部勤労青年層が教育対象となったのである。

青年学校の教育内容は以下の通りである。

①普通科

入学資格が尋常小学校・国民学校初等科卒業生(12歳以上)で修業年限は男女とも2年。

青年学校規程では、男子が「修身及公民科」、「普通学科」、「職業科」、「体操科」で、職業科は全授業数に占める割合が約30%となっている。女子は「修身及公民科」、「普通学科」、「職業科」、「体操科」に加えて「家事及裁縫科」を課し、全授業数に占める割合は職業科と家事及裁縫科を併せて約40%である。

②本科

入学資格は国民学校普通科修了者または高等小学校・国民学校高等科卒業生(14歳以上)で修業年限

は男子5年、女子3年を原則とする。

青年学校規程では、男子が「修身及公民科」、「普通学科」、「職業科」、「体操科」であるものの、第3学年より授業合計数が210時間から180時間に減じられるため普通学科と職業科は相互の科目の垣根を取り払い自由に時数設けができた。女子は「修身及公民科」、「普通学科」、「職業科」および「家事及裁縫科」、「体操科」となっており、第1学年から第3学年まで職業科と家事及裁縫科は相互の科目の垣根を取り払い自由に時数設定ができた。

③研究科と専修科

国民学校本科に接続する課程として研究科と専修科の設置が認められていた。

研究科は「各年ニ於ケル各授業及訓練科目ノ教授及訓練時数ハ土地ノ情况ニ依リ適宜」定めることができる課程、専修科は「教授及訓練期間、入学資格、専修項目其ノ他必要ナル事項ハ土地ノ情况ニ依リ適宜」定める課程となっている。研究科は本科卒業後、1科目または数科目を研究する課程、専修科は入学資格や教科課程の整備が要求された課程と言える。

戦前期の高等小学校・国民学校高等科における職業教育

1. 高等小学校

1923(大正12)年頃から小学校で職業指導が行われるようになり、1924(大正13)年には東京市立赤坂高等小学校など、東京、大阪などの都市部の高等小学校で職業指導が行われるようになった。そして1925(大正14)年7月8日付で内務省社会局と文部省普通学務局より各地方長官と中央職業紹介所に宛てて「少年職業紹介ニ関スル件」の依命通牒が発せられ、小学校卒業後直ちに就職しようとする者に対して小学校と職業紹介所とが相互に連絡を保ち提携協力し、彼等に適切な職業選択の指導をすることとなった。

文部省が学校教育への職業指導の公式な導入を図ったのが、1927(昭和2)年11月25日に出した訓令「児童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ関スル件」である。この訓令を以てわが国の学校進路指導の嚆矢とする。本訓令の特色は、児童生徒の個性を尊重した職業指導であることと、その職業指導は進学指導を含んでいることである。

児童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ関スル件(昭和二年十一月二十五日文部省訓令二十号)

学校ニ於テ児童生徒ノ心身ノ傾向等ニ稽ヘテ適切ナル教育ヲ行ヒ更ニ学校卒業後ノ進路ニ関シ青少年ヲシテ其ノ性能ノ適スル所ニ向ハシムルハ時勢ノ進歩ト社会ノ推移トニ照シ拘ニ喫緊ノ要務ニ属ス随テ学校ニ在リテハ平素ヨリ児童生徒ノ個性ノ調査ヲ行ヒ其ノ環境ヲモ顧慮シテ實際ノ適切ナル教育ヲ施シ各人ノ長所ヲ發揮セシメ職業ノ選択等ニ関シ懇切周到ニ指導スルコトヲ要ス是ノ如クシテ国民精神ヲ啓培スル共ニ職業ニ関スル理解ヲ得シメ勤労ヲ重ニスル習性ヲ養ヒ始メテ教育ノ本旨ヲ達成スルニ至ルモノナルヲ以テ自今各学校ニ於テハ左ニ掲クル事項ニ就キ特ニ深く意ヲ用フヘシ

- 一 児童生徒ノ性行、智能、趣味、特長、学習情況、身体ノ情況、家庭其ノ他ノ環境等ヲ精密ニ調査シ教養指導上ノ重要ナル資料トナスコト
- 一 個性ニ基キテ其ノ長所ヲ進メ卒業後ニ於ケル職業ノ選択又ハ上級学校ノ選択等ニ関シテ適当ナ

ル指導ヲナスコト

- 一 学校ハ前掲ノ教養指導等ニ関シ父兄及保護者トノ連絡提携ヲ密接ニスルコト
地方長官ハ克ク以上ノ旨趣ヲ体シ其ノ目的ノ達成ニカメモコトヲ望ム

同日付の各地方長官宛て文部次官通牒は以下のとおりである。

本日文部省訓令第二〇号ヲ以テ標記ノ件訓令相成タル処実施ニ就キテハ特ニ左記事項御留意相成度依命此段通牒ス

記

- 一 児童生徒ノ個性・環境等観察調査ノ方法及記入ノ様式ニ関シテハ学校当事者ヲシテ特ニ研究工夫セシムルコト
- 一 学校当事者ヲシテ職業紹介所トノ連絡ヲ密接ナラシムコト
- 一 師範学校実業補習学校教員養成所等ニ於テ生徒教養上訓令ノ旨趣ニ就キ特ニ留意セシムルコト
- 一 学校職員等ニ対シ適宜個性調査ニ関スル講習ヲ為スコト
- 一 訓令ノ旨趣ハ之ヲ父兄保護者ニ徹底セシムルコト

この訓令を契機として全国各地の学校で広く職業指導が実践されるようになり、また同 1927 年に東京市職業指導研究会を母体として大日本職業指導協会が設立されて、職業指導の普及、発展、向上に貢献することとなった(小倉、1972)。

大正末年から昭和初期にかけて職業指導が学校と社会で発達したのは、①産業能率増進の運動が活発になったこと、②社会生活において安全を保持しようとしたこと、③教育における個性尊重、④心理学の応用が進展した、⑤上級学校入学難への対策、が挙げられる(増田、1955)。特に学校での職業指導では当初より進学指導を含んでいたが、それは大正期から昭和初年にかけて中等学校を拡充してはいるものの、それを上回る進学希望者の増加により入学が困難となっていたことに対応するためであった(吉田、2002)。

昭和戦時体制下の小学校における職業指導の内容は、尋常小学校と高等小学校とで若干異なるものの、①職業精神と職業知識の啓発、②性能検査(知識、体力、性能、作業等に関する検査)、③就職後の補導、などを挙げている。小学校における職業指導の原理は、建前として個性の尊重と選職の自由を謳ってはいるけれども、実際は適材適所主義に傾斜していく。さらに 1938(昭和 13)年に公布された国家総動員法、改正職業紹介法により、この適材適所主義も厚生省と文部省が同 1938 年 10 月に発した訓令「小学校卒業者ノ職業指導ニ関スル件」に示された職業指導の強化徹底と学卒後の児童における職業が国家的要請に適合することを求めており、国家主義的色彩が強い労務需給調整へと変化していく。

小学校卒業者ノ職業指導ニ関スル件(昭和十三年十月二十六日厚生省文部省訓令第一号)
小学校卒業者ノ職業指導ニ関シテハ教育機関及職業紹介機関ハ有機的連絡ヲ保持シ学校ニ於テハ平素ヨリ職業精神ノ涵養ニ努メ個性及環境ヲ調査シテ児童ノ選職ニ関シ指導ヲ行ヒ、職業紹介所ニ於テハ卒業期ニ於ケル児童ニ対シ学校ノ協力ヲ求メテ其ノ適職ノ相談、就職ノ斡旋及就職後ノ補

導等ヲ行フコト極メテ肝要ナリ曩ニ昭和二年十一月文部省訓令第二十号ヲ以テ職業指導ニ関シ訓令ヲ發シ、学校ニ於テ実施スベキ処ヲ示シタルモ、更ニ今次職業紹介法ノ改正ニ伴ヒ教育機関ト職業紹介機関トハ相俟テ一層職業指導ノ強化徹底ヲ図リ学校卒業後ニ於ケル児童ノ職業ヲシテ国家ノ要望ニ適合セシムルコトヲ期セザルベカラズ

今ヤ未曾有ノ非常時局ニ際リ国民ハ全能力ヲ發揮シ時艱ノ克服ニ逼進スルノ要アリ、須ク叙上ノ趣旨ヲ体シ其ノ実効ヲ収ムルニ格段ノ力ヲ致スベシ

1939 年には就労気風と勤労精神の高揚を旨とする職業指導強化運動により国民職業能力申告令が発せられて全ての国民は自分の職業能力を理解していることとされた。これを基として、同 1939 年 7 月に発せられた国民徴用令により国民がその職業能力別に徴用されることとなり、職業指導は一段と国家主義的色彩を帯びていく。

2. 国民学校高等科

表 1 国民学校の教科目

初等科（6年制）		高等科（2年制）	
国民科	修身	国民科	修身
	国語		国語
	国史		国史
	地理		地理
理数科	算数	理数科	算数
	理科		理科
体錬科	体操	体錬科	体操
	武道（女子は欠くことを得）		武道
芸能科	音楽	芸能科	音楽
	習字		習字
	図画		図画
	工作		工作
	裁縫（女子のみ）		家事（女子のみ）
			裁縫（女子のみ）
		実業科	農業
			工業
			商業
			水産
			外国語（加設科目）
			其ノ他（加設科目）

出典：近代日本教育制度史料編纂会『近代日本教育制度史料』第2巻、225頁。

「児童身体ノ発達ニ留意シテ道德教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クル（下線部筆者）」ことを目的とする小学校は、1941（昭和 16）年 4 月から「皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的鍊成ヲ為ス（下線部筆者）」ことを目的とする国民学校に改められた。国民学校の職業

指導においても「高度国防国家体制ニ即応シ職分奉公ノ精神ヲ国民陶冶ノ根底ニ培ヒ以テ学校ニ於ケル職業指導ノ振興ヲ図リ進学及選職ノ指導ヲ通シ皇国ノ道ノ修練ニ欠クコト」がないように指示され、個性の尊重は大きく後退し、職業指導は国家の要望に即応するものとして体制に組み込まれた。同 1941 年 4 月 1 日施行の国民学校施行規則第 1 条で高等科は「将来ノ職業生活ニ対シ適切ナル指導ヲ行フヘシ」、第 20 条で実業科の取扱いにおいて「職業指導ニ関シ必要ナル事項ヲ授クヘシ」とあり、特に国民学校高等科において職業指導を念頭に置いた教育が企図されている。さらに翌 1942(昭和 17)年 12 月の文部次官通達「国民学校ニ於ケル職業指導ニ関スル件」で、「職業指導ハ、全学年ヲ通シテ各教科ノ授業ニ即シテ、職業トノ関連ニ留意スルトモニ、特ニ初等科第六学年ニ於テハ教科以外ノ時間ヲ使用シテ之ヲ行ヒ、高等科ニ於テハ実業科ニ増課シテ第一学年ヨリ之ヲ行ヒ、其ノ指導ハ学級担任訓導ニシテ本則トスル」とした。つまり職業教育は、1942 年になって義務教育である国民学校初等科の最終学年において教科外活動として、義務教育ではない国民学校高等科の「実業科」科目として加設できることとなり(「表 1 国民学校の教科目」参照)、大日本職業指導協会が編纂した国民学校用の職業指導教科書が発刊されている。

結語

1947(昭和 22)年の学制改革以前の学校教育において、職業教育・職業指導を担っていたのは義務教育である尋常小学校・国民学校初等科を卒業して進学する高等小学校・国民学校高等科や実業学校であった。

近代学校制度が整備されていった明治期において、普通学と専門学が未分化であった時代には旧制中学校に両方の機能を持たせる制度を志向していたが、やがて大学に接続するストリームに位置づけられた旧制中学校と、卒業後に就職することを予定した職業教育を主体とする農業学校、商業学校、工業学校、実業補習学校などの実業学校が制度化されるに至る。さらに、時代により職業種が多様化していくので、それに対応して学校種を用意していくこととなる。明治期には農業、商業、工業や水産といった産業への人材育成のために実業学校を設置していくが、大正期になると写真、簿記、通信、自動車など新たな職種が生まれその社会情勢に対応した職業教育を行う職業学校を創設して対応した。

初等学校における職業教育・職業指導は、大正後期以降、義務教育修了後の高等小学校で展開された。特に昭和戦時体制下においては、建前として個性尊重と選職の自由が謳われていたが、国家総動員法等によりこの適材適所主義よりも国家的要請に適合する職業教育・職業指導にシフトしていく。

戦時期の学校制度において特筆されるのが、義務教育延伸のための青年学校の設置である。義務教育である尋常小学校卒業後の進路は、旧制中学校、高等女学校、実業学校に進学するストリームと、就職するストリームに分かれている。後者、すなわち当時の青年層の 8 割を占める勤労青年に 7 年間の教育を義務化して普通教育と職業教育を併用する形態を採用したのが青年学校であった。青年学校は小学校に附設されるものが多く、専任教員も配置が困難であり、勤労青年対象であるため授業は夜間や季節により開講することが一般的であった。青年学校学科課程において、義務教育卒業者を対象とする普通科での職業教育の比重が男子約 3 割、女子は職業科に家事及裁縫科を加えた職業教育の比重が約 4 割と普通学等が重要視されている。高等小学校・国民学校高等科卒業者を対象とする青年学校本科は、

男子が 5 年制、女子が 3 年制であり、普通学と職業関連科とは融合して設定することを可能とした。しかし、戦時下の動員体制に組み込まれたため教育内容そのものの空洞化が進行した(文部省、1972)。

日本の学校教育における職業教育・職業指導はまず中等学校から整備発展していくが、大正末年より義務教育を修了した者を受け入れる高等小学校においても行われるようになり、特に戦時体制が強化されていくにつれて国家的要請に従属する職業教育・職業指導となっていく。

引用文献

- 藤田晃之. 2015. 「キャリア教育と職業教育」 『日本労働研究雑誌』 657 号、60-61.
- 春日井敏之・山岡雅博編著. 1992. 『生徒指導・進路指導』 (ミネルヴァ書房).
- 増田幸一. 1955. 『職業指導論』(金子書房).
- 文部省. 1972. 『学制百年史』(帝国地方行政会).
- 文部省. 1992. 『学制百二十年史』(ぎょうせい).
- 日本近代教育史事典編集委員会編. 1971. 『日本近代教育史事典』(平凡社).
- 小倉竹治. 1972. 「我国における学校職業指導の発達過程」 『国士館大学人文学会紀要』第 4 号、41-57.
- 佐藤環. 2015. 『茨城県女学校のあゆみ』(茨城新聞社).
- 佐藤環. 2022. 「茨城県における旧制商業学校の展開」 茨城県近現代史研究会編 『茨城県近現代史研究』第 6 号、78-93.
- 棚野勝文. 2018. 「日本型学校教育における生徒指導の所在—生徒指導に対する認識・解釈の歴史的変遷より—」 『日本教育経営学会紀要』第 60 号、180-185.
- 谷茂岡万千子. 1998. 「学校教育における進路指導の歴史的展開—若年労働者のキャリア形成考察の手懸かりとして—」 『東京大学大学院教育研究科紀要』第 38 号、357-364.
- 米田俊彦編. 2009. 『近代日本教育関係法令体系』(港の人).
- 吉田辰雄. 2002. 「わが国の職業指導の成立と展開」 『アジア・アフリカ文化研究所年報』第 37 巻、13-20.